

## 返還免除申請書

年 月 日

(提出先)

社会福祉法人

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

申請者 住所 〒

氏名

電話番号

(貸付番号

)

埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度により貸付を受けた資金の返還について、返還免除を受けたいので次のとおり申請します。

記

借受人氏名	(ふりがな)	
現在の就業先	名称	
	所在地	〒  電話 ( )
返還免除申請額 (借用金額)	入学準備金： 円	
	就職準備金： 円	
申請理由	1 5年間引き続き業務に従事したため 2 業務に起因する死亡・心身の故障等 (内容： ) 3 その他 ( )	

注 申請理由1の場合は、様式第7号「業務従事届」を添付すること。

申請理由2の場合は、診断書等を添付すること。

## 【埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱】

## 第10 返還の債務の当然免除

## 1 訓練促進資金

会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第9の1(4)の規定により、訓練促進資金の貸付契約が解除された場合には、この限りでない。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、県の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き(他種の養成機関における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、雇用が継続していない場合にあっては、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。